

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、給付型奨学金の対象となる多子世帯に該当する世帯の範囲を拡大するものです。

【条例改正の背景】

大学等における修学の支援に関する法律等が改正され、国が行う奨学金制度において、出生して間もないため扶養親族に該当しない生計維持者の子等についても、多子世帯の判定の基準に含めることとなりました。

これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する世帯の範囲を国が認める範囲まで拡大することで、学生等の更なる支援につなげるため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①多子世帯に該当する世帯の判定の基準に、扶養親族に準ずる者として区長が認める者を加えます。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

- ①については、令和 7 年 4 月 1 日